	(1)正社員転換等について			
	①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等			
番号	取組	取組内容   ハローワークにおいて、正社員就職の拡大について重点的に取り組むこととし、多様な正社員も含	現時点までの実績 就職支援ナビゲーター(旧学卒ジョブサポーター)の支援による正社員就職件数は、令	
1	ハローワークにおける正社員就職の実現	が正社員或人の確保及び非正社員求人から正社員求人への転換について積極的な働きかけを行う。 また、ハローワークごとに正社員就職件数の目標数を設定し、商工会議所など経済団体への幹部職員による訪問要請の他、地域の労働市場の特性に応じた各ハローワークの創意工夫による対策を実施するとともに、局で強化月間を定めるなど集中的な取り組みも推進し、正社員就職の実現に向けた取り組みを強化する。 [平成28-32年度にかけて継続的に実施]	30-30-32 (2) (10-7-1-3-2-7) / ハラス酸におしている。 1 / ハス年度は目標8,670代式が18,331件、令和2年度は目標8,223代に対し5か月経過で2,493件、達成率30.3%となっている。 また、ハローワークの職業紹介により正社貝雇用に結び付いたフリーター等の件数は、令和元年度は日報8,577件に対し7,682件、令和2年度は5,117件に対し5か月経過で1,565件、達成率30.6%となっている。	
2	正社員実現に取り組む事業主への支援	派遣労働者の正社員転換、「多様な正社員」の導入支援や人材育成の促進を図るため、「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用助成金」の周知・活用により、不本意非正規から正規への転換、フリーター・ニート等の正社員就職を支援する。また、勤務地・職務等限定の「多様な正社員」 について、「雇用管理上の留意事項」の周知等による普及・拡大の図る。そのほか、労働条件の明示等の雇用管理上の留意事項、就業規則の規定例及び好事例について、事業主等が多数参加する機会を活用して周知を行う。また、「正社員転換制度」、「多様な正社員制度」の導入やキャリアアップ助成金の活用を検討されている事業主のうち、ノウハウが無い、導入の仕方がわからない。など、意欲があっても導入等にためらいがある事業主に対し、あいち雇用助成室内に設置したワンストップ窓口において相談支援を行う。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	「キャリアアップ助成金」「トライアル雇用助成金」をはじめ雇用関係的成金制度について、あいち雇用助成室及び雇用環境・均等部職員による各団体(名古屋商工会議所他 5 団体) 訪問を実施。傘下の企業を対象として開催する研修会や学習会等の場において、助成金周知にかかる時間の確保について配慮を依頼している。また。要知県就業促進課、名古屋市産業労働課へも訪問し、助成金制度の周知について協力依頼を行っている。 ハローワーク及び社会保険労務士会等が開催する各種説明会・研修会へ講師を派遣、キャリアアップ助成金を始め主要な助成金の資料を配付し説明することにより活用促進を図っている。 令和元年度 実績51回 「正社員転換制度」、「多様な正社員制度」の導入やキャリアアップ助成金の活用を検討されている事業主のうち、ノクハウが無いため意欲があっても制度導入等にためらいがある事業主に対し、平成28年4月よりあいち雇用助成室内に設置したワンストップ窓口(雇用助成第1係)において随時相談を実施している。 ◇ 支給決定状況 「キャリアアップ助成金」正社員化コース(多様な正社員含む)令和元年度 4,314件 令和2年度 9月未現在 1,794件 「トライアル雇用助成金」(降書者トライアル除く)令和元年度 417件 令和2年度 9月未現在 70件	
3	経済団体等への要請	労働局幹部による県下主要経済4団体への訪問要請及び各公共職業安定所長等の幹部職員による管内経済団体や事業所等に対する訪問要請により直接的かつ効果的な正社員転換に係る働きかけを行う。 【平成28-30年度にかけて継続的に実施】	令和元年度は、正社員転換にかかる働きかけを含む企業支援として、公共職業安定所 長による管内事業所への訪問を実施した。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訪問等は行って いない。また、正社員転換にかかる要請に関しても現下の状況を踏まえ、雇用調整助成金 等を活用した雇用維持にかかるものとなっている。	
4	公的職業訓練等の実施	正社員として再就職を希望する者に対し、公共職業訓練や求職者支援訓練の積極的な受講あっせんを行うとともに、愛知県及び高齢・障害・求職者支援機構愛知支部などと連携を図り、地域ニーズを踏まえた階職者訓練や在職者訓練のコース設定を行い、正社員転換に築けるための職業訓練機会を確保する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	正社員として再就職を希望する者に対し、公共職業訓練や求職者支援訓練の積極的な 受講あっせんを行っている。 また、愛知県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部等と連携・調整を図り、地 城二一ズを踏まえた愛知県地域職業訓練実施計画を策定し、正社員転換に繋げるための 職業訓練の受講機会を確保している。 なお、平成30年度から非正規雇用労働などにより能力開発機会の乏しかった者等が、正 社員就職を実現するために国家資格等の取得を目指すための長期間の職業訓練の受講 機会を確保している。(令和2年度離職者訓練(定員)方5259名) H28度 H29度 H30度 R元度 R2度 離職者訓練(定員)6,026名5,776名5,801名5,687名5,759名 在職者訓練(定員)6,822名6,725名7,193名7,647名8,221名	
		②対象者別の正社員転換等 ア)若者等に係る取組		
番号	取組	取組内容	現時点までの実績	
1	若者雇用促進法の円滑な施行	適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に 講することにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、 第189回通常国会で成立した青少年の雇用の促進等に関する法律(以下下若者雇用促進法」 という。)に基づき、①新卒者の野集を行う企業の職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにお ける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理の状況などが優 良な中小企業についての厚生労働大臣の認定(ユースエール認定)制度等を着寒に実施合き なお、②については、働き方改革関連法の成立を踏まえ、求人不受理の対象に労働時間の上限 規制違反を追加する等の見直しを行っており、その円滑な施行に取り組む。また、職業紹介事業 者や勇集情報提供事業者は全ての職場情報を提供するよう働きかけることが望ましいこと等を定 めた若者雇用促進法に基づく事業主等指針の周知徹底を行うなど、職業紹介事業者等による取 組を促してい。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	適切に管理している。令和元年度の不受理対象候補事業所は149件であった。令和2年3月30日以降、職業安定法5条が施行され若年雇用促進法政令における求人不受理の対象条項は削除された。職業安定法による求人不受理は令和2年9月末までに32事業所となっている。 ユースエール認定企業においては、令和元年度までで29社を認定、うち3社が認定辞退している。令和2年9月末までに3社を認定し1社辞退があったことから、現在認定企業は28社となっている。認定制度について、企業のみでなく、学生や生徒に認知されるよう、大学等へユースエール認定企業の掲載冊子を作成し配付している。また、高卒や大卒等求人を提出する事業所の「青少年雇用情報」等から、基準に該当する可能性のある企業に対し、安定所及び労働局が連携し周知を図っている。	
2	新卒者等の正社員就職の実現	新卒応援/ローワーク等において、学校等と協力して、在学段階からの就職に向けたセミナー、職場見学・体験等を通し、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の正社員就職に向けたきが組みい支援(未内定者への集中的な支援も含む。)を行う。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	学校等上協力しながら、就職支援ナビゲーター(旧学卒ショブサポーター)による新規大学等卒業者向けセミナーを、令和元年度は228回開催し、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の正社員就職に向けたきめ細かい支援(未内定者への集中的な支援も含む。)を実施している。	
3	ブリーター等に対する支援	いかゆるフリーター等 (35歳以上45歳未満の不安定就労者も含む。) の正社員転換を促進 するため、引き続き、愛知わかたのハローワーク等において担当者制によるさめ細やかな職業相談・ 職業紹介、フリーター等の職業意識の啓秀を行うととたに、愛知わかものルローワーク等の利用の周 知強化、夜間や土日でも就職に関わる相談を行えるように電話・メールによる相談事業、職業訓練への誘導・あっせんの強化等を行う。また、トライアル雇用助成金の活用によるフリーター等の正 社員就職を実現する。 そのほか、愛知わかものハローワークが所在するヤング・ショブ・あいちにおいて、愛知県のあいち若 者職業支援センターと連携し、就職相談から職業紹介に至る就職支援サービスをワンストップで提 供する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施(電話・メール相談事業は平成28年度から実施)】	/ローワークの職業紹介により正社員雇用に結び付いたフリーター等の件数は、令和元年度は目標の。577件に対し7,682件。令和2年度は5,117件に対し4か月経過で1,205件、達成率23.5%となっている。要知県のあいち若者職業支援センターにおいて就業相談、心理相談等2,038件、さらにわかもの/ローワークでは新規、紹介、職業相談計18,921件を実施し、就職相談から職業紹介に至る就職支援サービスをワンストップで提供している。	
4	ニートやひきごもりの方に対する支援	ニート等の職業的自立を支援するため、地方自治体と協働し、働くことに悩みを抱える若年無業者などに対する職業的自立支援を実施している「地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)」事業の周知・普及に努める。また、ハロークークにおいては、サポステの支援が必要と思われるニートの若者等に対し、(例えば、サポステの臨時相談窓口を開設するなど)、サポステと連携し積極的な誘導を行うとともに、サポステの支援を経て誘導されたニートの若者等に対し、職業相談・職業紹介を行う担当者を決め対応を図る等連携体制を整え、就職を支援する。そのほか、愛知県が市町村と連携して設置している「若年者就職相談窓口」との連携を図る。【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	要知労働局と要知県や各市町村が関わる支援の中で、当該支援対象者の就業支援が必要となる会議については積極的に参加し、当該事業の説明及び理解が深まるように努めている。また、各ハローワークと各地域若者サポートステーションとの担当者会議を実施するなど連携により積極的な求職者の誘導を実施している。	

5	ひとり親家庭の親に対する支援	経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について自立を促進するため、「出張ハローワーク!ひとり親全カサボートキャンペーン」として、児童扶養手当の現況届を提出する8月に地方自治体への臨時窓口を設置し、すでに地方自治体にハローワークの常設窓口が設置されている場合には、常設窓口への誘導等を強化する。また、あいちマザーズハローワーク事業において、マザーズハローワーク・マザーズコーナー拠点数の拡充、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を新規に配置し、地方公共団体やひとり親支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援等により取組を強化するとともに、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、併用が可能となったトライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金の活用やキャリアアツ丁助成金についても引き続き活用を促進する等の取組を行う。このほか、求職者支援訓練において託児サービス支援付きコースや短時間訓練コースを新設し、育児を抱える女性の訓練機会の提供を行う。 [平成28-32年度にかけて継続的に実施]	児童扶養手当受給者に対する就労支援のための臨時相談窓口の設置について、各// ローワークから管轄するすべての地方公共団体に対して働きかけるよう指示を行い、令和元 年度には47目治体において設置の協力が得られた。 ・相談件数 464件 ・支援対象者となった数 343件 ・就職件数 74件 ・就職件数 75正社員就職 18件 例年、8月のキャンペーンを周知するためのリーフレットを配布し、児童扶養手当受給者の 就労支援のための臨時相談窓口を設置したり常設窓口への誘導を強化してきたが、令和 2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、キャンペーンとしての実施は取 り止めとした。 一部のパローワークでは、地方公共団体からの協力が得られたため、児童扶養手当受給 者の就労支援の取組が行われた。 助成金については、パローワークの求人受理時等にパンフレットによりトライアル雇用助成金 等を周知するほか、対象労働者を事業所に職業紹介を行う際にも助成金活用の案内を 行っている。 また、求職者支援訓練において、託児サービス支援付きコースを設定し、育児を抱える女 性の訓練機会の提供を行っている。 平成29年度 1コース設定、平成30年度 6コース設定 令和元年度は、1コース設定予定あるも最終的に設定に至らなかった。
6	若者の職業能力開発の推進	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させる学卒者訓練の推進を図ると ともに、正社員就職を希望する訓練修了生に対し、求人情報の提供など積極的な就職支援を実施する。 また、非正規雇用労働者で職業能力形成機会に恵まれなかった若者に対し、ショブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした、企業内での実置(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な訓練の利用を促し、正社員転換の推進を図る。 【平成28年-32年度にかけて継続的に実施】	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させる学卒者訓練の推進を 図る(令和元年度学卒者訓練人校者161名)とともに、正社員就職を希望する訓練修 了生に対し、求人情報の提供などの就職支援を実施している。 また、非正規雇用労働者で職業能力形成機会に悪まれなかつた若者に対するジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での歴学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な訓練)の利用を促し、正社員転換の推進を図っている。 令和元年度において、ジョブ・カードの作成支援等により雇用型訓練等の利用を促した件数は1,328件(雇用型訓練2件、専門実践教育訓練1,300件、特定一般教育訓練26件)となっている。
7	首都圏や県外からのUIJ就職の促進	若善等のニーズに応じて、愛知県への就職が選択肢の一つとして位置づけられるよう、地方自治体や首都圏の大学等と連携して、当地への就職希望者を掘り起こすとともに、あいち新卒応援ハローワークにおいて職業紹介に加え地方就職に役立つ情報提供を含むきめ細かい支援を行い、ハローワークの全国ネットワークを活用したマチングを図る。 【平成28年-32年度にかけて継続的に実施】また、愛知県が設置する「地域しごと支援センター」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」の取組みと連携・協力し、県内企業へのUIJターン就職やプロフェッショナル人材の積極的な活用の促進を図る。	要知新卒応接/10-ワークにおいて、地元就職を希望する学生に向けた情報提供コーナーの設置をするなど、窓口においてもさめ細かな支援を実施している。なお、「地元就活支援コラボプロシェクト」において選供された卒業予定者の地元就職希望情報に対する愛知の情報発信も実施している。首都圏 4 局へ、愛知県への就業希望者に対し、愛知県が設置した「あいちU I J ターン支援センター」東京事務所の利用勧奨依頼を実施し、県内企業に対しては当該求職者の受け入れを考える場合に愛知県が設置した「あいちU I J ターン支援センター」名古屋事務所を利用し企業登録勧奨を実施している。
8	就職氷河期世代等に対する支援	いかゆる就職氷河期世代(平成5年から平成16年頃に学校卒業期を迎えた世代)を含む長期不安定雇用者(概ね45歳未満)に対し、安定した就職が実現されるよう、わかものパローワーク等における個別支援、短期・集中的セミナー、職業訓練の活用促進など一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援や職業的自立の促進を逆化する。また、地域若者サポートステーションにおいて、40歳代前半層の就職氷河期世代の無業者を対象に、有効なプログラム開発につなげるためのモデル事業を新たに実施する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施(地域若者サポートステーションの事業については、平成30年度より実施)】	令和元年度は、「あいち就職米河期世代活躍支援ブラットフォーム」を設置し、2回の開催により、設置要領及び事業実施計画を定めた。愛知県下のパローワーク5所(名古屋中・名古屋南・名古屋東、豊橋・豊田)に就職が河期世代専門窓口を開設し、令和元年12月5日に名声屋国際会議場に「正社員款職」アプを開催、24事業所、196名の参加者があり、ごれ以外についても各所にてミニ就職面接会やセミナーを開催している。令和2年7月28日にはパローワーク名古屋南で新型コサウイルス感染拡大に配慮した対面式鉄職面接会おびセミナーを開催し、就職面接会は96名、セミナーには35名が参加し、就職に至ったものも何名が、た。今和2年万人の世界である。また、民間のノウパウを活用した不安定就労者の就職支援事業(再チャレンジ支援事業)を行っている。これは22月の教育訓練(標準プログラム)を行い、その後3ヵ月の評価制間に就職あっせんまで行い、その後定着支援までを行っている。それは22月の教育訓練(標準プログラム)を行い、その後3ヵ月の評価制間に就職ありせんまで行い、その後定着支援までを行っている。それ2年8月から開請し、現在訓練を行っている。よれは22月の教育訓練(標準プログラム)を行い、その後3ヵ月の評価制間に就職あっせんまで行い、その後定着支援でありまり、今和2年8月から開請し、現在訓練を行っている。よれは22月の教育訓練(標準のサンスーム」(以下「あいちPF」という。今令和2年7月29日に書面開催し、参加する行政機関、経済団体・労働団体・業界団体・支援団体・市町村で情報共有を図った。また、就職米河期中代活躍支援で関する施策で情報などを一元的に発信するを受知労働局の就職が河期特該ホームページを開設し、イベント情報など積極のに発信するとともに、同ホーム・一名の別するため、県下のアラリーマート他あいちPFの構成機関および傘下の企業や図書館等にポスターを展開するとともに、「しおり」を作成し要知県下の書店に50,000枚配布予定をしている。
		②対象者別の正社員転換等	
番号	取組	イ)派遣労働者に係る取組 取組内容	現時点までの実績
1	改正労働者派遣法の円滑な施行	労働者派遣で働く方が正社員になる道を開いていくためには、その職業能力を高めていくことや、正社員としての就業機会を提供していくこと等に取り組むことが重要である。このため、第189回通常国会で成立した平成27年改正労働者派遣法においては、派遣元に対して、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを義務付けるとともに、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を請することを派遣元の責務とすることや、正社員の募集情報提供義務を派遣先に課すことなどを盛り込んでいるところであり、その円滑な施行に取り組む。その際、雇用安定措置の美術に当たっては、労働者派遣事業の許可の取消しも含めた施定な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するたけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。また、経過措置により改正前の法律が適用されている。いかゆる専門26業務で働、派遣労働者についても、不安定な雇用に陥ることのないよう。受知労働局需給調整事業部内に設置した相談窓口において派遣労働者から相談対応を行う。さらに、平成24年改正労働者派遣法に基づき平成27年10月1日から施行された「労働契約申込みかなし制度」を円滑に施行し、派遣労働者の雇用の安定を確保しつつ違法派遣を是正することにより、労働者保護を図る。そのほか、毎年10月~12月の間に派遣元・派遣先事業所を対象に、大規模研修会を実施し、改正派遣法の周知・徹底を図る。	改正労働者派遣事業関係にかる説明会等については、法改正以後新規許可説明会、許可証交付説明会等を毎月2~3回開催している。 平成元年度 25回開催 394事業所 令和2年度 (8月末現在) 2回開催 10事業所 宗遣元・派遣先事業所を対象にとした大規模研修会は、平成元年度は9月に10回開催 し、2,281事業所が参加する中、制度周知を図った。また、大規模研修会に参加できなかった事業所を対象に改正派遣法追加説明会を19回開催、855事業所の参加があった。令和2年度は、令和3年2月に同一労働同一賃金、特に労組協定書の適正化に向けた研修会の開催を予定している。 派遣先に対して、労働者派遣受入期間制限の遵守、期間延長に係る過半数労働組合等への意見聴取、雇用安定措置による直接雇用依頼への適切な対応状況の確認と再周知を棄ねた定期指導を実施している。 平成元年度 291件(対前年度比7.9%減)令和2年度(8月末現在)5件 派遣労働者及び労働者派遣としての就業を検討している求職者に対して講習会を開催している。 平成元年度 52回開催 995名(対前年度比7.5%增)令和元年度(8月末現在)開催なし ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度はセミナー、研修会等は6月までは中止して、以降徐々に再開する予定。
2	その他	派遣・紹介事業兼業事業所に係る申請手続の簡素化による紹介予定派遣の活用の推進や、派遣先が派遣労働者を正社員として直接雇用する場合のキャリアアップ助成金の活用促進等を行う。 また、派遣期間終了後に派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置(派遣先 が事前に派遣元に通知することや、職業紹介により紹介手数料を支払うこと等)を派遣契約において定める義務について、周知・啓発を行う。 さらに、経過措置期間中の派遣労働者に係る改正前の「労働契約申込み義務制度」の適切な適用に向けた指導を行う。 [平成28-32年度にかけて継続的に実施]	派遣元、派遣先に対する定期指導等において、紛争防止措置の労働者派遣契約への 定め、派遣先による派遣労働者の雇入れ努力義務等の制度について、周知・啓発を実施 している。 令和元年度 823件 (対前年度比13.1%減) 令和2年度 (8月末現在) 244件 〈派遣・紹介事業兼業事業主の状況 令和元年4月末件数:3,753件 (うち兼業事業主:875件 23.3%) 令和2年6月末件数:4,173件 (うち兼業事業主:991件 23.7%)

	②対象者別の正社員転換等		
ウ)有期契約労働者に係る取組         現時点までの実績			
<b>省</b> 与	無期労働契約への転換ルールの周知等	無期労働契約への転換ルールについて、局・労働基準監督署・ハローワークの窓口における周知と共に、無期転換ルールを先行して導入した企業の好事例を収集し厚生労働省HPで周知するほか、セミナーでのルールの解説や個別相談会の実施等によって、制度の周知・企業における導入支援を図る。 【平成28年度以降継続的に実施】 また、無期労働契約への転換後についても、「多様な正社員」の普及促進やキャリアアップ助成金の活用促進により正社員転換を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	無期労働契約への転換ルールについては、セミナー等の機会をとらえて広く周知を図った。 また、無期転換ルールの先行導入事例については、愛知労働局HPに掲載し、制度の周
2	雇止め法理の周知等	雇止め法理について、セミナー等を通じて、周知徹底を図る。 【平成28年度以降も継続的に実施予定】	セミナー等において雇止め法理の就明、リーフレット配布等により周知を行っている。 また、働き方・休み方改善コンサルタントが実施する企業訪問において、労働契約法の説明を行う中で、雇止め法理についての周知を実施している。 令和2年度上半期は、新型コロナの影響で企業訪問を行えていないが、下半期は企業 訪問を再開し、周知徹底を図っていく。
3	高齢の有期契約労働者の無期転換の促進	高齢の有期契約労働者については、高年齢者雇用安定法に基づ、高年齢者雇用確保措置の対象とならない場合が多いため、これらの者を無期雇用に転換させ、65歳までの雇用機会の確保を図る事業主に対する助成を行う。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	高齢の有期契約労働者の雇用機会確保については、継続雇用に関する第二種計画認定申請の調査等において啓発している。 また、愛知労働局HPにおいて高齢者の無期雇用転換について事例紹介を行い広く周知を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる企業訪問等で今後も周知を図ってい、。
4	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金の活用を促進し、有期雇用労働者の正規雇用労働者等への転換について要知県等と連携し活用促進を図る。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	要知県就業促進課が発信している「あいち求人企業支援メール」への掲載依頼。また、名 古屋市産業労働課を訪問し、「勤労者ガイドブック」への掲載等助成金制度の周知につい て協力依頼を行っている。
		②対象者別の正社員転換等 エ)短時間労働者に係る取組	
番号	取組	取組内容 パートタイム労働法の内容について正確な理解が得られるよう、局内各部、労働基準監督署及	現時点までの実績 労働基準監督署及びハローワーク、愛知県はじめ関係機関との連携により、あらゆる機会
1	バートタイム労働法の周知啓発及び履行 確保	バーワーク(以下「著・所」という。) 愛知県はじめ関係機関との連携により、ボータイム労働 法の説明や相談に対応するとともに、あらゆる機会をとらえて積極的な周知啓発を行う。 また、バートタイム労働法に基づき、バートタイム労働者の働き・貢献に応じた正社員とのより一層 の均等・均衡待遇の確保及び一人ひとりの納得性の向上が図られるよう、正社員転換推進の措 憲等に係る指導を重点に報告徴収の計画的な実施を行うとともに、局内各部、署・所からの情報 も含め、法違反が認められる場合には事業主に対し迅速かつ厳正な指導を行う。 さら、正社員転換推進措置に関する愛知局版リーフレットを作成し、事業主に周知啓発し、正 社員転換制度等の導入を促進する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	プリア (日本) かい (ローノー) 、 タカボ(は) のは (水域に) がまたい。 かい (水域に) をとらえて、バートタイム・有期雇用労働法の説明や資料配布を行い、周知啓発を行っている。 また、報告徴収において、正社員転換推進の措置等に係る違反が認められる場合は、迅速かつ厳正な指導を行うとともに、パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けて均等・均衡冷遇のための取組を促している。
2	パートタイム労働者の均等・均衡待遇等 に取り組む事業主等への支援	中小企業事業主に対し、均等・均衡待遇に取り組むための具体的な方法や、当該事業所の実態に応じた正社員転換制度等に関するアドバイスを行う。 また、管内事業所の好事例の収集、事例集の作成、「バート労働ボータルサイト」の紹介、「バートタイム労働者活躍推進企業表彰」制度の周知等により、事業主のバートタイム労働者の均等・均衡待遇等への取組みを促進する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	事業主等に対しては、報告徴収等の企業訪問の機会にパートタイム労働者の均等・均積 待遇等に取り組むためのアドバイスを行っっている。 また、「パート労働ポータルサイト」の紹介を行い、事業主のパートタイム労働者の均等・均 衡待遇等への取組を促進している。 なお、表彰制度(本省)は平成30年度をもって終了した。
番号	取組	③「多様な正社員」の推進 取組内容	現時点までの実績
1		短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等により、企業における「短時間正社員制度」の 円滑な導入及び運用に向けた支援を実施する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	報告徴収や各種法令周知の説明会等の機会をとらえて、短時間正社員制度導入支援 マニュアルの普及を図っている。
2	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金のメニューを活用することで、各事業所においてそれぞれの労働者がキャリア アップしていく中で、「多様な正社員」という選択肢をとることができる環境整備が行われるよう、助成 金の更なる拡充や活用促進を図る。 また、「正社員転換制度」、「多様な正社員制度」の導入並びにキャリアアップ助成金の活用を検 討されている事業主のうち、ノウリつが無い、導入の仕方がかからない、就業規則変更に当たってど うしたらよいかわからないなど、意欲があっても導入等にためらいがある事業主に対し、あいち雇用助 成室内に設置したワンストップ窓口において相談支援を行う。【再掲】 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	体) 訪問を実施、傘下の企業を対象として開催する研修会や学習会等の場において、助
3	好事例の収集等	「多様な正社員」制度を導入している企業の好事例を収集し、専用HP「多様な人材育成で輝く企業応援サイト」に好事例を体系的に整備・掲載することにより、「多様な正社員」制度の普及・拡大を図る。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	報告徴収等の機会をとらえて、「多様な正社員」制度の導入を促し、普及・拡大に努めて いる。
番号	取組	(2)待遇改善について 取組内容	現時点までの実績
	同一労働同一賃金の推進策等について	雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するため、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止や労働者に対する待遇に関する説明義務の強化等を内容とする働き方改革関連法が、平成30年7月に公布された。中小企業等を含め、企業活動に与える影響が大きいため、円滑な施行に向けて丁寧な周知・説明等を行う。	労働基準監督署及びハローワーク、愛知県はじめ関係機関との連携により、あらゆる機会をとらえて、パートタイム・有期雇用労働法の説明や資料配布を行い、周知啓発を行ってい

2	最低賃金、賃金の引上げこついて	最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして一層適切に機能する必要があるため、経済動向及び地域の実情などを的確に把握し、愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、最低賃金額の引上げを目指す。また、改定された最低賃金額について、使用者団体、労働者団体及び愛知県をはじめ地方自治体等の協力を得て使用者及び労働者に周知し、遵守の徹底を図るとともに、これまでの監督指導結果の取組効果、問題点を分析し、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる地域、業種等を適確に捉えた指導等を行う。最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援として、賃金引上げに取り組む中小企業の経営 面が野管理面の相談等に対応するため、愛知県最低賃金総合支援センターを活用して適切に対応するとともに、同センターのさらなる利用促進のため、その周知徹底を図る。さらに、企業収益を踏まえた賃金の引上げに向けた働きかけや必要な環境整備を行っていて、	要知県最低賃金周知広報について以下のとおり実施。 ①一般、労働者関係:自治体(55)へ広報誌掲載依頼、ボスター、リーフレット配布。信用金庫(15機関)、銀行(5機関) 主要郵便局、スーパー他商業施設(5企業)へポスター掲示依頼。要知県との連携によりセプン・イレブン(1080店舗)へボスター掲示依頼。求人誌(7社) 最賃改定記事掲載依頼。健診機関(33)、自衛隊駐屯地へボスター掲示依頼。求人誌(7社) 最賃改定記事掲載依頼。健診機関(33)、自衛隊駐屯地へボスター掲示依頼、東人主に7社)の場合で、公司を指して、公司を開発して、公司を表して、これて、公司を表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、のるのよりを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、のるのより、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、のるのより、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表して、これを表しているのより、これを表しているのより、これを表しているのより、これを表しているのより、これを表しているのより、これを表しているのより、これを表しているのより、これを表しているのより、これを表しいるのより、これを表しるのより、これを表しいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのいるのより、これを表しるいるのより、これを表しるいるのより、これをいるのより、これを表しるいるのより、これをいるのより、これをいる
3	待遇改善・職業能力開発の推進	キャリアアップ助成金の処遇改善関係コースの活用促進や、中長期的なキャリア形成を支援する 教育訓練給付制度、人材開発支援助成金の特別育成訓練コースの活用促進による待遇改 舊・職業能力開発の推進を進める。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	バローワーク及び社会保険労務士会等が開催する各種説明会・研修会へ講師を派遣し 説明等により活用促進を図った。キャリアアップ助成金の処遇改善関係コースについては、28 年度より年金事務所が主催する算定基礎届説明会(令和元年度13回開催)において 制度説明、活用促進を図っている。 また、中長期的なキャリア形成を支援するための教育訓練給付(専門実践教育訓練) 制度については、愛知労働局のホームページへの掲載や雇用保険初回説明会等において 「受給資格者のしおり」や「周知用リーフレット」を活用して制度の周知を図っている。
4	育児休業・介護休業の取得推進	非正規雇用労働者の育児休業の取得要件等にいて、局内各部、署・所、愛知県等との連携により周知・徹底を図るとともに、労働者からの相談が多い、又は、非正規雇用労働者が多く雇用されている業権・企業など重点対象を定めて育児休業制度等の規定が未整備の事業所に対して規定の整備を促す等、法の確実な履行確保を図る。育児休業及び介護休業の申出又は取得等を理由とした解雇その他不利益取扱い等、育児・介護休業及近介護休業の申出関手に係る個別の事業については、相談者の立場に配慮しつう、適切に対応するともに、局内各部、署・所からの情報を始め提供された情報等により法違反が疑われる事業主を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。要知県をはじめ関係機関との連携により、あらゆる機会をとらえ、育児・介護を体業性の大学が表別を開発している場合をとのでは、予算・仕事・でのでは、一般に関する周知啓発を行うとともに、周知用資料等の配布により、企業に対して両立支援制度の整備とび制度を利用しやすい環境整備について、情報提供を行う。さらに、育児休業中の代替要員の確保等に取り組む中小企業事業主に対して、助成金を支給することにより、その取組を支援する。【平成28年度以降も継続的に実施予定】	労働基準監督署及びハローワーク、関係機関との連携により、あらゆる機会をとらえて、非正規雇用労働者の育児休業取得要件等について周知・啓発を回かた。また、報告徴収により非正規雇用労働者が多く雇用されている業種や企業に対し、規定整備指導を行うことにより、法の履行確保を図っている。 個別の相談に対しては、懇切丁寧に対応し、報告徴収又は紛争の解決の援助制度の利用を案内している。 また、今後介護離職防止の観点からも関係機関への資料配布等により、仕事と育児・介護の両立を図りやすくするための周知啓発を行っていく。
5	妊娠・出産・育児休業等を理由とする不 利益取扱いの禁止について	妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに係る相談については、労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に相談への対応を進めていくともに、局内各部、署・所からの情報を始め提供された情報等により法違反が強われる事業を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行うなど、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の着実な履行確保を図る。【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	労働基準監督署及びハローワーク、愛知県はじめ関係機関との連携により、あらゆる機会をとらえて、法の説明を行い、周知徹底を図っている。労働者からの相談に対しては、丁寧に対応しつつ積極的に報告徴収・紛争の解決の援助制度を利用してもらっている。
6	職場のハラスメント防止対策の強化	職場のハラスメント防止対策については、平成30年12月14日の労働政策審議会の建議を踏まえ、パワーハラスメント防止対策の法制化やセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等、必要な措置を講じる。 【平成30-32年度にかけて実施】。	労働基準監督署及びハローワーク、愛知県はじめ関係機関との連携により、あらゆる機会をとらえて、ハラスメント防止対策について周知啓発を行っている。また、報告徴収を実施することにより、ハラスメント防止対策の履行確保を図っている。
7	雇用管理改善等による人材確保支援、 「魅力ある職場づくり」の推進	人材不足分野における人材確保のため、職場自体の魅力アップ(=「雇用管理改善」)を通して、労働者の募集に職場定着を図る取組を促進する。このため、職場定者支援助成金・建設労働者確保育成助成金の支給や、分野ごとの特性を踏まえた雇用管理改善方策の整理・周知・野発、業界ぐるか・地域ぐるかの集団的な雇用管理改善の実践を促進する雇用管理改善促進事業を推進するとともに、労働局・ハローワークによる啓発連動を行うなど、あらゆる機会を活用した周知により、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する。また、「雇用管理改善促進事業(密発実践コース)」を活用し、建設分野、介護分野の業界団体等への事業への委託を行い、雇用管理アドバイザー(社会保険労務士、中小企業診断士等)による企業訪問等を通じ、雇用管理改善と職場定着の促進を図る。なお、雇用管理改善を通し、雇用管理改善と職場定着の促進を図る。なお、雇用管理改善の取組の推進に当たっては、組織の見直しにより新たに設置される「雇用環境・均等部」が所定する「女性の活躍推進」や「働き方改革」に関する取組と一体的に実施する。【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	平成29年度より人材確保対策コーナーが名古屋市内のハローワークに設置されたことにより、当該事業を同コーナーに集約レコーディネーター及びナビゲーターを配置した。これにより求職者ニーズや雇用制等等を求人事業主に対し情報提供し助成金等を活用する等、雇用管理改善を継続して推進している。また、雇用環境・均等部や労働基準部と連携のうえ、事業所に訪問し、「働き方改革」や「女性活躍推進」等の働きかけを実施している。「雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)」では、個々の事業所やその地域にあった「異体策を、社会保険労務士等の専門家より提案していなど、雇用管理改善のと事施している。雇用管理改善の取組の推進については、雇用環境・均等部が行う女性活躍推進法、働き方改革に関する説明会等において助成金の周知など、雇用管理改善等による人材確保支援を実施。令和元年度は、令和2年1月に実施した「愛知女性活躍推進シンポジウム」において女性活躍支援について周知啓発を行っている。
8	労働保険の適用の推進	末手続事業場に対する加入勧奨については、労働局を中心に署・所間の連携を密にし、一般 社団法人全国労働保険事務組合連合会愛知支部、愛知県社会保険労務士会、事業主団体 等の協力を得つつ、関係行政機関との通報制度等も活用し積極的な情報収集に努める。 また、労働局において定期的に労働保険の加入促進に関する委託事業の受託団体と「未手続 事業一掃対策協議会」を開催するなど、連携を一層強め効果的かつ確実な未手続一掃対策の 推進に努める。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	末手続事業場への加入勧奨、手続指導を実施、適用事業場数は令和元年度末で対前年同月比で1,279件増加し、加入勧奨指導については、訪問指導849件、文書勧奨2,294件、電話勧奨1,242件を実施。事業主による自主成立674件を計上した。令和2年度における加入勧奨については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から文書及び電話勧奨を強化し、訪問指導172件、文書勧奨4,557件、電話督励1,015件を実施。事業主による自主成立は277件となっている。 労働保険の加入促進に関する受託事業の受託団体である全国労働保険事務組合連合会愛知支配との未手続事業一掃対策協議会を令和元年度に1回開催して連携を図り、効果的かつ確実な未手続一掃対策について協議した。なお、新型コロナウイルスにより現在までに2回開催予定であったが中止を余儀なくされ、令和2年度は1回開催予定である。
9	中小企業退職金共済制度への加入促進	中小企業退職金共済制度(独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、 事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度)について、周知等 を通じて制度への加入を引き続き促進する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	年2回開催される「中小企業退職金共済制度説明会」に参加した事業所に対し、加入 義務等の協力について講師を派遣し説明を行った。 また、加入促進月間(10月)においては、監督署、安定所でポスターの掲示、チラシの 配布を行い、各種説明会等でも参加者、来庁者に対し制度の周知を行った。
10	職業能力開発の推進	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させる学卒者訓練の推進を図るともに、正社員就職を希望する訓練修了生に対し、求人情報の提供など積極的な就職支援を実施する。 また、非正規雇用労働者で職業能力形成機会に恵まれなかった若者に対し、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした、企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-IT)を組み合わせた実践的な訓練の利用を促し、正社員転換の推進を図る。 【平成28年-32年度にかけて継続的に実施】	職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させる学卒者訓練の推進を 図る(今和元年度学卒者訓練人校者161名)とともに、正社員就職を希望する訓練修 了生に対し、求人情報の提供などの就職支援を実施している。 また、非正規雇用労働者で職業能力形成機会に恵まれなかった若者に対するジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした企業内での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な訓練)の利用を促し、正社員転換の推進を図っている。 令和元年度において、ジョブ・カードの作成支援等により雇用型訓練等の利用を促した件数は1,328件(雇用型訓練2件、専門実践教育訓練1,300件、特定一般教育訓練26件)となっている。

11	学生アルバイトの労働条件の確保に向け た取組の強化	事業主・業界団体への要請等に加え、チラシ・冊子等の作成による学生・事業主に対する周 知・啓発など情報発信の更なる推進に県下の大学等と連携して取り組むとともに、学生アルバイト に関する労働相談に的確に対応する。 【平成28年度以降も継続的に実施予定】 多様な就業形態が増加する中で、労働関係法令について知ることは、労働関係の紛争や不利 益な取扱いの未然の防止に役立つとともに、働き方を選択する上で重要であるため、学生・生徒	4月から7月までは「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンを実施しているが、 労働局及び監督署内の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、各種相談 に対応した。また、多くの方に利用してもらうため、報道機関なども活用し周知・徹底を図った ところである。 令和2年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各種セミナー等の実施が困難な 状況であり、ホームページやフェイスブックなどを活用し、積極的に周知啓発に努めたところで ある。 労働局では、高校生・大学生に対して、労働法制の理解を促進するため、労働関係法規 に関する出張講座や、相談会の勧奨などの説明を行っている。
12	学生・生徒等に対する労働関係法令等 に関する教育の推進	等に対する労働法制の基礎知識の付与に係る取組を愛知県と連携して進める。具体的には、労働法制の基本的知識をまとめたバンフルット「知って役立つ労働法へ働くときに必要な基礎知識  、	令和元年度における労働法制の普及等に関する講師派遣実績としては、23大学等において参加者1,979名に対して説明等を行った。また、労働関係冊子「これってあり?まんが知って役立つ労働法Q&A」については、毎年監督署に一定部数ずつ配布するほか、監督課で行う高校での講習会にて配布している。令和2年度は、900部を各監督署に分配しているが、上期半期はコロナの影響で講習派遣の依頼は一切なく、講習会は開催できていないが、監督署に来署された方に対し周知・徹底を図っている。
13	若者雇用促進法に基プ認定制度の推 進	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定(ユースエール認定)し、当該企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援するとともに、企業における自主的な雇用管理改善の取組を促す。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	ユースエール認定企業においては、令和元年度までで29社を認定、う53社が認定を辞 退している。令和2年9月末までに3社を認定し1社辞退があったことから、現在認定企 業は28社となっている。認定制度について、企業のみでなく、学生や生徒に認知されるよう、 大学等へユースエール認定企業の掲載冊子を作成し配付している。 また、高本や大卒等求人を提出する事業所の「青少年雇用情報」等から、基準に該当す る可能性のある企業に対し、安定所及び労働局が連携し周知を図っている。
14	均等・均衡待遇の推進等	平成27年改正労働者派遣法で強化された派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇の確保に係る規定(均衡待遇の確保のために考慮した内容を、本人の求めに応じて説明する派遣元の義務等)の着実な施行を図り、義務違反に対しては、許可の取消しも含めて厳し/指導を行う。【平成28-31年度にかけて継続的に実施】第196回通常国会で成立した働き方改革関連法により、派遣元に対し、①派遣先の通常の労働者の均等・均衡待遇、②一定の要件(派遣労働者の賃金が同種業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金と同等以上であること等)を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することなどを義務化したとろであり、その円滑な施行に取り組む。【平成30-32年度にかけて継続的に実施】。	働き方改革関連法に係る改正労働者派遣法について、施行日(令和2年4月1日)において適切に履行されるように、研修会を開催し、周知を図った。派遣元対象 7回 1,279事業所派遣无対象 3回 1,002事業所 また、大規模研修会に参加できなかった事業所を対象に9月~3月において、毎月2回~5回改正派遣法追加説明会を開催した。 19回開催 855事業所 不合理な待遇差を解消するため、派遣労働者の待遇決定方式で、労使協定方式を採用する事業所は労働者派遣事業報告書に協定書の添付が求められるため、事業報告書記載方法等にかかる説明会開催した。 9回開催 574事業所
15	教育訓練、キャリアコンサルティングの実施 等	平成27年改正労働者派遣法で派遣元の義務として新設されたキャリアアップを推進するための 措置 (派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティングを実施す	労働者派遣法改正法の周知のため、令和元年度において、新規許可申請説明会及び(旧)特定労働者派遣事業主に対する許可申請説明会を20回(参加者246名)、大規模研修会を10回(参加者3,488名)その他の各種講習会、セミナー等を合わせて、170回(参加者延べ11,935名)開催した。また、許可申請及び許可更新申請の受理時に計画的な教育訓練の実施及びキャリア形成支援制度について詳細に聴取するとともに、事業報告受理時及び定期指導時に取り組み状況の確認を行っている。労働者派遣事業に係る指導監督については令和元年度において1,358件(前年度比3.8%増)実施して、違反に対しては文書指導を行い、改正労働者派遣法により義務付けられた措置等の適正な履行に向けて取り組んだ。
16	妊娠・出産・育児休業等を理由とする 不利益取扱いの防止等	派遣労働者は、他の雇用形態と比べて、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い や妊娠・出産・育児休業等に関するバラスメント(いかゆるマタニティハラスメント)等の被害を受け る比率が高い現状を踏まえ、現行法令の規定(男女雇用機会均等法による不利益取扱いやセ カバラ防止措置等に係る規定については、派遣元事業主だけでな、派遣先についても、派遣労働 者に対して使用者としての責任を負うこと等)について局内各部、署・所との連携により法の周知 徹底を図る。 併せて、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して健康に働くことができるよう、派遣元・派遣 先事業主等に対し母性保護及び母性健康管理の必要性について、愛知県をはじめ自治体との 連携により周知徹底を図る。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント等について、派遣元及び派遣 先に対して、防止のための適切な就業環境の維持について配慮すること、及び派遣労働者 から苦情、相談があった場合には適切かつ迅速な処理を図るよう、定期指導時に周知・指 導している。 コロナ禍の下、愛知労働局主催の派遣事業主向け研修会の機会が減少しているが、今 後、開催された際には、男女雇用機会均等法等関係法令の周知徹底を図っていく。
17	パートタイム労働法等の履行確保	正規雇用労働者との「均等・均衡待遇」という考え方を事業主に浸透・定着させることが重要であり、パートタイム労働法及び労働契約法の周知、パートタイム労働法に基づ、指導等により法の確実な履行確保を図る。 さらに、平成32年4月から施行されるパートタイム・有期雇用労働法第8条(不合理な待遇の禁止)及び第9条(差別的取扱いの禁止))の趣旨及び規定内容について、事業主や労働者に対する周知等を実施することにより、法の円滑な施行を図る。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	報告徴収時のバートタイム労働法に基づく指導等により、法の履行確保を図るとともに、バートタイム・有期雇用労働法の説明や当該事業所の実態に応じた均等・均衡待遇のための取組についてアドバイスを行い、事業主の取組を促ている。また、労働基準監督署及びパローワーク、愛知県はじめ順係機関との連携により、あらゆる機会をとらスてパートタイム・有期雇用労働法の説明や資料配布により、周知啓発を行っている。労働者に対しては、「不合理な待遇格差特別相談窓口」を開設し、均等・均衡待遇に関する相談対応を行っている。
18	短時間労働者の雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取組の促進	パートタイム労働者活躍企業診断サイトを活用して、雇用管理上の課題について企業の自主的な確認を促すとともに、診断結果が一定水準を満たす企業には、パート労働者活躍企業宣言サイトにおいて「パート労働者活躍企業宣言」を行うことを推奨する。「パート労働者活躍企業宣言」宣言企業のうち、他の模範となる短時間労働者の活躍推進に取り組んでいる企業の表彰制度の周知を行い、短時間労働者の雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取組を促進する。 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】	報告徴収時に、パートタイム労働者活躍企業診断サイトの周知を行い、当該サイトの活用を促している。 なお、表彰制度(本省)は平成30年度をもって終了した。
19	職務分析・職務評価の導入支援・普及 促進	正規雇用労働者と短時間労働者・有期雇用労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、 職務分析・職務評価の普及促進を図る。	報告徴収や各種法令の説明会等の機会をとらえて、職務分析・職務評価のマニュアルや コンサルティング事業の周知を行い、普及促進に努めている。